

男女共同参画の加速のための山梨大学学長行動宣言

山梨大学は、男女共同参画の加速を大学運営の緊急かつ重要な課題と位置づける。本学はこれまでも男女共同参画を実践しうる優れた人材を育成し社会に送り出し続けることを旨とし、本学に集うすべての構成員が、その個性と能力を十分に発揮できる大学とするよう努めてきた。

第3期中期目標中期計画期間において、本学が担うべき社会的責任を果たし、さらなる飛躍を目指すため、「山梨大学憲章」に基づき、ここに3つの基本方針の下、今後5年間の行動計画として7項目を掲げる。

3つの基本方針

1. 国立大学法人である本学が果たすべき役割の重要性を自覚し、男女共同参画社会基本法の基本理念を深く理解し、その理念のもとに行動し、その成果を学内外に発信する。
2. 本学が男女共同参画社会に相応しい環境となるよう、就業や修学を両立できる環境を整備し、個人としてそれぞれの個性や能力を十分に発揮できる機会を確保するとともに、そのための意識啓発を行う。
3. 男女を問わず、我が国の将来を担う高度専門人材の育成に積極的に貢献するとともに、志願者の裾野を拡げる活動に取り組む。

7つの行動計画

1. 本学のすべての構成員が、年齢性別等を問わず、仕事や学業と生活との両立を図ることができるよう、両立を支援し、環境を整備する。また、妊娠・出産・子育て・介護と教育・研究活動との両立、ハラスメントや人間関係等の男女共同参画をめぐる諸問題の相談窓口を設置し、関連制度等の周知を進める。
2. 意思決定過程への女性の参画を推進する。平成28(2016)年4月から新たに女性役員を置くとともに、女性管理職比率を11%に引き上げる。「能力同等なら女性優先」の方針のもと、引き続き女性研究者を積極的に採用・養成し、平成32(2020)年までに、教授は12.5%に、准教授・講師は20%に増やすことを目指すとともに、学内および学会・社会のリーダーとして飛躍できるような支援・登用制度を整備する。
3. 国際的観点に基づいて学内の男女共同参画を推進し、優秀な人材を確保する。グローバルな研究・教育体制に相応しい、外国人研究者・留学生を対象とした様々な両立支援策を講じる。
4. 「地域の知の拠点」として地域の男女共同参画の取組への波及を図る。県内の大学、行政機関、企業等との連携を進め、ウェブサイト等による地域への広報活動を積極的に行う。
5. 将来の学術研究を担う女性研究者の育成等に資するため、新たに「山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞」を創設し、優れた研究成果を挙げた本学の女性研究者又は研究チームを顕彰する。男女共同参画シンポジウムを毎年開催し、受賞者の表彰式や受賞講演を実施する。
6. 女子学生のみならず、卒業生あるいは修了生に対しても女性キャリア向上のための支援を継続する体制を整える。また男女共同参画推進のための関連科目を積極的に開講し、将来のキャリアを考えるワークショップ、キャリアガイダンス等を実施し、男女共同参画社会の推進力となる若手人材を育成する。さらに、女子中高生に対して、本学の取り組みを伝えるとともに、理工系の研究体験を提供するイベント等を毎年実施する。
7. 男女共同参画推進室の継続的な拡充整備を図り、男女共同参画活動の恒常的支援体制を構築する。男女共同参画推進本部において、大学全体及び学域ごとの男女共同参画の現状について毎年自己評価を行い、その結果を広く公表する。

平成27(2015)年9月30日
国立大学法人山梨大学
学長 島田 眞路